

身延山納骨規定

身延山には納骨の規定があります。この規定は左記の通りです。

①	普通納骨	一霊につき	五万円也
②	五ヶ年納骨	一霊につき	十万円也
③	十ヶ年納骨	一霊につき	二十万円也
④	二十ヶ年納骨	一霊につき	三十万円也
⑤	五十ヶ年納骨	一霊につき	五十万円也
⑥	全骨納骨（五十年扱い）	一霊につき	二百万円也

①～⑤は、お骨は分骨に限りません。
 ⑥は、全骨です。

※五十年納骨のお骨安置期間は五十年間、回向は永代に渡り行われます。五十年後にお骨は合同供養塔に埋葬されます。全骨もそれにより個々の供養も終了となります。

以上のように、六つの規定があります。

◆普通納骨

普通納骨については、朝勤、昼勤、夕勤、夜勤（身延山では夏期が朝、五時から、冬期は朝、六時から）の朝勤、昼十二時から、夕勤、午後三時から、の夕勤が執りおこなわれます。のいづれかに於いて、お塔婆と、ご回向を申し上げ、お骨は後日、身延山西谷の御廟所にある合同の供養塔に納められます。

◆納骨五ヶ年以上

納骨五ヶ年以上については、身延山規定の白木の位牌・お骨箱（六cm立方）に納め、ご回向の後、久遠寺内の仏殿納牌堂、新納牌堂等に安置されます。

◆納骨二十年、五十年

納骨二十年、五十年に付しましては、日時の指定が出来ます。期間は午前九時、十時、十一時、午後一時、二時、四時の何れかの時間で特別法要を行う事が出来ます。

◇これらのご納骨（納牌、納写、遺品等を含む）のご供養をお申し込みになる方は、まず持ってお電話を下さい。又、お申し込みの際には、施主様のご住所、氏名と、亡くなられた方の命日、法号、俗名、続柄等を予め封書か、ファックスにてお送り頂ければ幸いです。

◆納骨期間

ご納骨を安置する期間は、お申し込みの年数により異なります。期限が参りますと、身延山よりその旨を郵送にてご通知申し上げます。

※尚、納骨①～⑤は、お墓からの一部、納めている所からの一部で、分骨（六cm四方の箱に収まる量）に限りません。

〒四〇九―二五九三 山梨県南巨摩郡身延町身延三五六七身延山久遠寺 法務部

電話 ○五五六―六二―一〇一一 FAX ○五五六―六二―一〇九四